

県民による森づくり提案事業について

1 事業趣旨

県民参加の森づくりを進めるため、県民の皆さんが自ら企画し、実践する森づくり事業への支援を行なうもの。

2 提案事業の応募状況

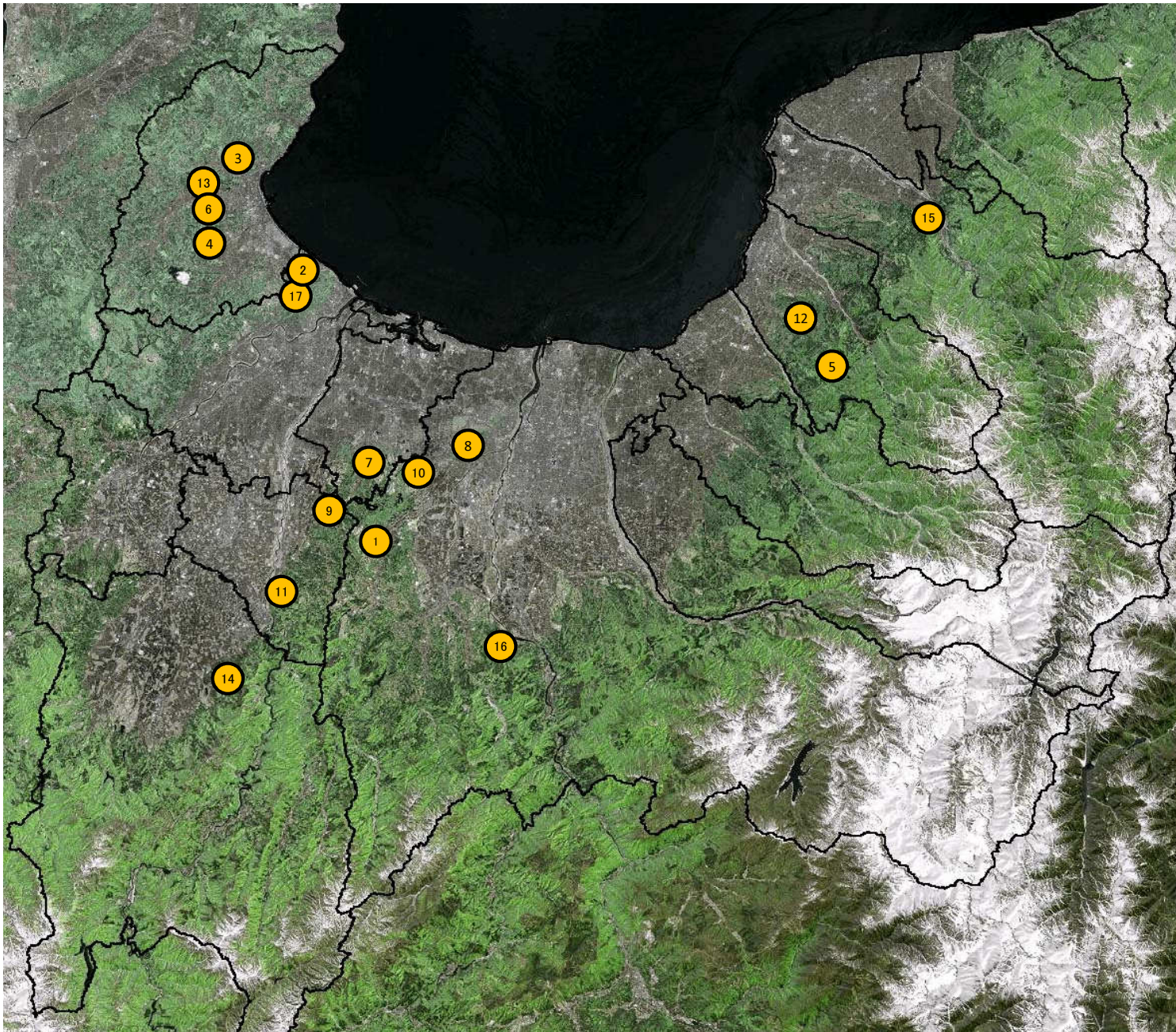
応募件数 19件のうち、事業要件等に合致する17件（申請額 6,108 千円）の概要は次のとおりである。

番号	実施団体名	回数	森林整備	木材利用	竹林整備	竹資源利用	森林環境教育
1	美しい森づくりネットワーク	初回	○	○			
2	谷内竹林整備の会	初回			○	○	
3	指崎ふるさと資源活性化協議会	初回	○		○		○
4	ひみ里山杉活用協議会	初回	○	○			○
5	武隈の森と湖沼を守る会	初回	○	○			○
6	越の国自然エネルギー推進協議会	初回	○	○			○
7	金山里山の会	2回目	○	○			
8	市民いきものメイト	2回目	○	○	○		○
9	増山自治会	2回目	○	○	○	○	○
10	小長沢大山の森を守る会	2回目			○	○	○
11	庄自然に親しむ会	2回目	○	○	○	○	○
12	特定非営利活動法人地域福祉協議会	2回目	○				
13	梅谷の里	2回目	○	○			○
14	院瀬見自治会	3回目	○	○			○
15	愛本夢の里プロジェクト実行委員会	3回目	○				○
16	NPO 法人こば	3回目	○	○	○	○	○
17	一般社団法人縄文文化ふれあい塾	3回目			○		
計	初回 6 2回目 7 3回目 4		14	11	8	5	12

3 提案事業の採択

- ・ 提案を受理した事業は、全て要件を満たしていることから採択することとしたい。
- ・ 補助金の申請額については、申請内容を精査し、事業の趣旨に合致しない品目の削除や不適切な単価の修正を指導した結果、合計申請額 6,108 千円となった。予算枠内であることから、申請どおり 6,108 千円としたい。
- ・ 事業要件等に合致しない理由
 - ① 1 団体につき支援を受けられる回数は 3 回までとしているが、4 回目の提案であった。
 - ② 森林内での主たる活動がなく、森づくり提案事業の趣旨と合致しなかった。

《 平成25年度 県民による森づくり提案事業の計画位置 》



平成25年度 県民による森づくり提案事業一覧表

No.	実施団体名	活動場所	通算実施回数	主な事業内容	申請額(円)		事務局案(補助金額)
					事業費	補助金額	
1	美しい森づくりネットワーク	富山市 婦中町律原	初回	里山の整備を進め、伐り倒した木で薪づくりを行い、係わった人々の絆が深まる森づくりを目指し、 ①カシナガ被害木の伐倒、玉切り、搬出 ②伐採跡地への植林 ③玉切りした材での薪づくり ④林内の下草刈りを実施	236,000	227,000	227,000
2	谷内竹林整備の会	高岡市太田	初回	谷内地域にある手つかずの放置竹林等を伐採整備し森林の再生を図るため、 ①うっそうと暗くなった広葉樹林の下層木伐採と、拡大侵入してきたモウソウチクを伐採し、明るい里山に再生、 ②伐採した竹を活用し、竹垣及び竹の枝による枝垣作り	199,000	199,000	199,000
3	指崎ふるさと資源活性化協議会	氷見市指崎	初回	指崎地区の地域資源を活用し、都市住民等との交流を推進し、指崎地区の活性化を図るため、 ①タケノコ掘りや穂先タケノコ採り、植樹などの森林体験イベントの実施 ②林内散策路の整備	486,080	414,000	414,000
4	ひみり山杉活用協議会	氷見市海浜植物園ほか	初回	ひみり山杉の活用促進のため、 ①ひみり山杉シンポジウムを開催 ②ひみり山杉を利用した箸づくりワークショップを開催 ③竹林の伐採、竹クラフト教室の開催	308,670	281,000	281,000
5	武隈の森と湖沼を守る会	魚津市小菅沼	初回	武隈屋敷跡地の森と沼地を維持し次世代に受け継ぐことを目的に、 ①植生調査と森林整備を実施 ②散策路を整備し、案内看板等を設置 ③伐採木等を有効利用しておもちゃ等を作成	333,408	300,000	300,000
6	越の国自然エネルギー推進協議会	氷見市上田地内	初回	木質バイオマス燃料の利用推進・普及発展を図り、 1 里山林の整備 2 自然観察会や伐採木を木質エネルギーとして利用する薪活用体験会の実施 3 木質バイオマスの自然エネルギーの利用推進に関するシンポジウムの開催	747,620	500,000	500,000
7	金山里山の会	射水市青井谷	2回目	キノコの産地として、自然豊かな里山の再生を目指し、 ①里山涵養林の整備 ②森林整備とキノコに関する勉強会、研修会の実施 ③間伐材の有効活用の勉強会の実施	433,782	375,000	375,000
8	市民いきものメイト	富山市古沢	2回目	人と自然の理想的な関係の実現を目指し、 ①放置された竹林や雑木林を整備し、花木や山菜、薬草を活用した明るい里山に再生 ②里山に自生する山菜、薬草等についての観察会の開催 ③山菜や薬草の採取と保存食づくりによる利用方法の体験	477,000	407,000	407,000
9	増山自治会	砺波市増山	2回目	増山地区の史跡「増山城跡」の森を守り、地域の生活や環境を守るため、 ①史跡の森の整備 ②史跡の森を楽しむベンチづくり ③伐採竹を利用した柵・手すりづくり	533,500	450,000	450,000
10	小長沢大山の森を守る会	婦中町小長沢	2回目	小長沢地区の森林を守り、活用するため、 ①穂先タケノコ処理及び穂先タケノコ料理講習会 ②竹林伐採後、半竹筒でそうめん流しイベントの開催 ③タケノコ掘り体験学習会(他市児童との交流)	184,000	184,000	184,000

No.	実施団体名	活動場所	通算実施回数	主な事業内容	申請額(円)		事務局案(補助金額)
					事業費	補助金額	
11	庄自然に親しむ会	砺波市庄川町 麻生谷ほか	2回目	自然に学び、自然とふれあい、自然の文化を後世に伝承するため ①里山林の整備 ②整備で搬出した材を利用した炭窯体験会の開催 ③竹を利用した竹器具工作の体験講習会の実施	585,000	488,000	488,000
12	特定非営利活動法人 地域福祉協議会	魚津桃山運動公園	2回目	地域の相互扶助の向上といった地域福祉に貢献することを目的に、会員と一般参加のボランティアにより、魚津桃山運動公園の森林整備を実施	86,000	86,000	86,000
13	梅谷の里	氷見市柿谷	2回目	里山の自然と親しみ、心豊かな生活を送ることを目的に、 ①草刈りやベンチ・看板の設置により来訪者がくつろげる空間づくり ②整備の様子を映像化 ③一般参加者が里山整備に参加する体験システムづくり ④雑木林から腐葉土をつくり田んぼで利用	526,000	444,000	444,000
14	院瀬見自治会	南砺市院瀬見	3回目	南砺市院瀬見地区の背後に広がる里山を地区住民自ら管理し、また、その魅力を発信するため、 ①林内の古道の整備、里山の史跡を結ぶコースづくり ②林内散策を楽しむ、水生植物園を鑑賞するためのベンチの製作・設置	606,050	500,000	500,000
15	愛本夢の里プロジェクト実行委員会	黒部市 宇奈月町内山	3回目	黒部川愛本橋左岸側一帯の森林、里山の環境を保護し、有効活用する環境の創造と里山を愛する人たちの親睦を図るため、 ①山道の開設、修繕、改良 ②コースの案内板を設置 ③林内の雑木刈り、枯木、倒木の処理 ④森林浴や自然観察会の実施	482,600	411,000	411,000
16	NPO法人こば	富山市小羽	3回目	子供たちとともに楽しく森づくりを進め、富山市小羽地区の里山を再生するため、 ①荒廃した里山林の整備(下層木伐採) ②里山林内にツリーハウスを建設しワークショップを開催 ③拡大進入してきたモウソウチクを伐採し、間伐材を使って竹炭づくり	604,000	500,000	500,000
17	一般社団法人 縄文文化ふれあい塾	氷見市小竹	3回目	氷見市小竹地区の里山の活性化を図るため、 ①荒廃した竹林の整備 ②伐採竹を活用したチップ化、散布によるマルチング	389,480	342,000	342,000
計	17団体				7,218,190	6,108,000	6,108,000

※補助額の考え方：20万円までは10/10以内を、20万円を越える部分についてはその3/4以内を補助。1事業への補助は50万円を上限。

県民による森づくり提案事業 県民実践活動事業 審査基準

1 事業の趣旨

富山県森づくりプラン（後期計画）（平成23年11月11日策定）の趣旨に沿って、県民等が提案する森林整備や森林の利活用等の活動を支援し、県民の森づくりへの参加を促進する。

2 支援の内容

採択された事業については、補助の対象となる経費のうち20万円までは10/10以内を、20万円を越える部分についてはその3/4以内を補助する。なお、1事業への補助は50万円を上限とする。

3 提案の対象となる事業

森林内での活動を主とし、下記のうち1つ以上を目的とするもの

- (1) 県民協働による森林の整備や森林空間の利活用を推進する事業
- (2) 県民の森づくりに対する意識の醸成を図る事業
- (3) 木竹等の森林資源の利活用を促進する事業

4 提案者の資格

次の要件をすべて満たしている団体

- (1) 提案した事業を団体の構成員（以下「会員」という。）自らが実施することができる団体
- (2) 規約等を有し、代表者が明らかな団体
- (3) 会計経理が明確である団体
- (4) 営利を目的として森づくりに関する活動を実施する団体等でない団体
- (5) 国、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める地方公共団体及びそれらの外郭団体（以下「地方公共団体等」という。）、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等でない団体
- (6) 法令、条例等に違反する活動若しくは公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない団体
- (7) 1つの団体が提案事業で補助を受けることのできる回数は通算して3回程度とする。

5 提案事業の要件

次の要件をすべて満たした事業とする。なお、1つの団体が提案できる事業は、1年度につき1件とする。

- (1) すべて県内で実施する事業であること。なお、整備や利活用の対象とする森林は森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する民有林とする。
- (2) 営利を目的としない事業であること。
- (3) 地方公共団体等から委託又は助成等を受けない事業であること。
- (4) 採択が決定された後に実施することができる事業であること。
- (5) 実施年度の2月末までに完了できる事業であること。
- (6) 原則として過去に同一事業内容かつ同一事業地で提案事業による補助を受けていない事業であること。
- (7) 関係する土地や立木の所有者の承諾及び地元自治会等の同意を得ている事業であること。

6 審査の内容と採択

前条の各号に掲げる要件等のほか、以下の各号に掲げる項目について、富山県水と緑の森づくり会議（平成18年9月1日設置）（以下「森づくり会議」という。）において審査のうえ、県が予算の範囲内において採択を決定する。ただし、前条に掲げる要件等をすべて満たした事業であって、以下の各号に掲げる項目について総合的に判断して、事業実施の必要度が高いものに対し、森づくり会議の審査前であっても、これを認めることができるものとする。

(1) 実現性

事業目的の明確性、計画内容の具体性、事業経費の適正さ、団体の活動状況、関係者の承諾・合意の状況など

(2) 波及効果

普及啓発効果の有効性、幅広い県民の参加の有無、他の地域への波及効果の可能性など

(3) 地域性

地域の森林整備への貢献、地域の森林資源活用への貢献、地域住民の参加・協力の有無など

(4) 安全対策

傷害保険の加入のほか、安全講習会等への参加の有無、その他独自の安全対策の実施など

(5) その他

独自性・先進性の有無、必要性・重要性の有無、新規実施団体か否か、当年度に提案事業を実施する他団体や既実施団体との会員の重複状況など

7 補助対象経費

科 目		内 容	単価	基 準 等
報 償 費		講演会やシンポジウム等の外部講師、専門技術や安全管理等の外部指導者への謝礼	定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内講師等は1人あたり10,000円を標準とし、20,000円/日を上限とする。 ・ 中央講師等は1人あたり50,000円を標準とし、100,000円/日を上限とする。
旅 費		講師・指導者の旅費及び講師及・指導者との打合せ旅費	実費又は定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関利用：実費 ・ 車：1kmあたり37円を上限とする。
需 用 費	消 耗 品	事業実施に必要な消耗品（一般事務のための消耗品は除く。）	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の内容との関係が明確な経費のみ補助対象とする。 ・ 役務費のうちの材料加工、機械作業等経費は、原則として提案事業における会員活動を補助するものであって、かつ専門機械や専門技術を要するもののみ補助対象とする。
	燃 料	チェーンソーや刈払機等の借上げ作業用機械の燃料費		
	印 刷 製 本 費	資料購入費、資料印刷費、記録写真印刷費		
	資 材 費	苗木、支柱、肥料、種菌、木材、釘等		
役 務 費		会員以外への通信費、傷害保険料、材料加工、機械作業等経費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		会場使用料、機械借上料		
そ の 他		上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	実費又は定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の活動に要する経費（交通費、湯茶代等）については、「会員等活動費」として、1人1日当たり1,100円（ただし、作業用機械、資材運搬車両の提供があった者は2,000円）を上限に認める。 ・ 会員とともにボランティア等として作業に参加する者の活動に要する経費についても「会員等活動経費」として認める。 ・ 会員以外を対象とした活動における簡易な作業への参加者については、湯茶、味噌汁代の実費のみを経費として認める。 ・ 事業実施のための手続きや会員への連絡、打合せ等に要する事務的経費については、「事務諸経費」として10,000円を上限に認める。

【経費の上限】

次に係る経費については、以下のとおり上限を設ける。

- (1) 広告・宣伝等に要する経費は、補助対象経費の1/5相当額。
- (2) 施設・設備の製作等に要する経費のうち、会員の活動に要する経費を除く経費は、補助対象経費の1/2相当額。